第十九条第一項の表第百十七条の四第五号の項中「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第三号」に改め、同表第百十七条の四第六号の項及び第百十七条の四第七号の項を削り、同表第百十九条の三第一項第三号の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同表第百十九条の四第一項第四号の項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に、同表第百二十三条の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同条第二項中「第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同条第四項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改める。

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百七条の五第十項」を「第百七条の五第十一項」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百七十一条のうち道路交通法第五十一条の三の改正規定を削り、同法第百八条の四第三項第一号の改正規定中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条　附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　菅　義偉
国土交通大臣　冬柴　鐵三

弁理士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十九年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十一号

弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　弁理士試験等（第九条―第十六条）」を「第二章　弁理士試験等（第九条―第十六条）　第二章の二　実務修習（第十六条の二―第十六条の十五）」に、「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第二条第四項中「第十二号」の下に「から第十五号まで」を加え、「技術上の」を「技術上の」に、「第四条第三項において」を「以下」に改め、「関するもの」の下に「に限り、同項第十三号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、同項第十四号に掲げるものにあっては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するもの」を加える。

第四条第二項第一号中「のうち政令で定めるもの」を削り、「及び当該申立てをした者が行う」を「並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「応ずること」を「応じ、又は外国の行政官庁若しくはこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと」に改める。

第七条中「該当する者」の下に「であって、第十六条の二第一項の実務修習を修了したもの」を加える。

第八条第二号中「第八十一条まで」の下に「若しくは第八十一条の三」を加える。

第十条第一項第一号中「及び次条第二号」を「並びに次条第四号及び第五号」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

一　短答式による試験に合格した者　当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行う短答式による試験

第十一条中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　論文式による試験において、前条第二項第一号に掲げる科目について審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）が相当と認める成績を得た者　当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに当該科目について行う論文式による試験

三　論文式による試験において、前条第二項第二号に掲げる科目について審議会が相当と認める成績を得た者　その後に当該科目について行う論文式による試験

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したもの　当該課程を修了した日から起算して二年を経過する日までに前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について行う短答式による試験

第十二条第一項中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）が、これを」を「審議会が」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　実務修習

（実務修習）

第十六条の二　実務修習は、第七条各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

2　実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　毎年一回以上行うこと。

二　弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。

三　実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して七年以上従事した経験を有するものであること。

（指定修習機関の指定）

第十六条の三　経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定修習機関」という。）に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。）を行わせることができる。

2　指定修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行おうとする者の申請により行う。

3　経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

4　経済産業大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定修習機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。